



須田っ子

第17号

学校教育目標「すすんで心や体をすこやかにする子」 SA・SU・CA・DA

具体的な場面で新しい生活様式を考える

校長

ひまわり班の活動で、新しい生活様式について知り、そして、具体的な場面での行動を考えることができることをねらいとして、11月2日(月)に授業をしました。

「新しい生活様式はなぜ必要なのか?」「新しい生活様式って何?」などを聞きながら、授業を進めました。

『学研・教科の研究 体育保健体育ジャーナル臨時増刊号「知ろう考えよう 新しい生活様式」』を基にして、新潟県が出している「小学生のみなさんへ～学校新しい生活様式～」や「【ダイジェスト版】新型コロナウイルス～差別・偏見をなくそうプロジェクト～ 映像教材(※「YouTube」文部科学省動画チャンネル)」なども活用し、「なぜマスクが必要なのか」「なぜ検温が必要なのか」などが理解できるように授業を進めました。

そして、理解することは大切ですが、実際の場面で、それらを活用して、行動を考えることがこれからはさらに大切になります。そこで、ひまわり班の1, 6年生、2, 5年生、3, 4年生をペアとして、「電車やバスで移動するとき」「公園で遊ぶとき」「買い物に出かけたとき」で、何に気を付けるかを考える時間を設定し、各班で考えた行動を発表することで、気を付けることを共有しました。



【子供たちの考えた具体的な行動 (一部抜粋)】

電車やバスで移動	公園で遊ぶ	買い物に出かけた
<ul style="list-style-type: none"> 混んでいる時間には乗らないようにする なるべく人の近くに座らない(一つ間隔を空ける) 手すりを使わないようにする 電車は向き合わないで座る 	<ul style="list-style-type: none"> なるべく同じものを使わない 遊具をさわった後に手を洗う 遊ぶ前に手を洗う 飲食をしない 水筒を持ってくる 	<ul style="list-style-type: none"> 無駄に商品にさわらない できるだけ短時間で済ませる レジに並ぶとき、間隔を空ける(足あとシートを守る) エレベーターのボタンを指の関節で押す

【授業後の振り返り】

- ・洗剤は、ウイルスの膜を壊すということが分かりました。これからはより意識して手洗いをしたい。
- ・手洗いうがいなど、小さいことが予防になると分かりました。時と場合に合わせた行動をしたい。
- ・マスクを着用したり、アルコール消毒をしたりすることで、感染しない、させないようにしたい。
- ・今日みんなで考えたことを、実際に日常で行動したい。
- ・今日知ったことをもっと考えながら行動する。知らなかったことは今日から実行する。
- ・生活様式をあらためて考えることが大切。
- ・たくさんの人がさわったものをさわったときなどは、徹底的に手洗いをしたい。
- ・新型コロナウイルスについて勉強して、新しい生活様式について学ぶことができてよかった。
- ・なるべくこれからも新しい生活様式を続けていきたい。
- ・忘れずに手洗い、うがいをしたい。

11 / 5 (木) 小中児童生徒交流会

小中児童生徒交流会に、5、6年生が参加しました。小中の児童生徒で作ったグループでゲームをしたり、「泣いた赤鬼」を教材とした道徳の学習をしたりしました。授業が中心となった交流会でしたが、多くの子が意見を発表したり、意見を発表している人の方をしっかりと見て聞いたり、真剣に考える姿が見られました。



11 / 6 (金) チューリップの球根植え

二三会や万和会、ひまわり会や須田分館の方々からお手伝いいただき、全校でチューリップの球根植えをしました。1、2、3年生は体育館脇の花壇に、4、5、6年生は道路側の花壇に、球根を植えました。来年の春にはたくさんの花が咲くことでしょう。環境美化委員会が司会やプレゼントの鉢の準備など、中心となって活動を進めてくれました。



11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待については、児童相談所の相談件数が増加するなど、依然として極めて深刻な状況です。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、生活不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが高まることも懸念されています。

今回、萩生田文部科学大臣から、子供たちの育ちに関わる全国の家庭・学校・地域の皆さまに対して、児童虐待の根絶に向けたメッセージが発信されていますので、掲載します。

11月は児童虐待防止推進月間です。

子供たちへの虐待は、児童相談所の相談対応件数が増加するなど、依然として極めて深刻な状況です。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、生活不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが高まることも懸念されています。児童虐待により子供たちが傷つき、亡くなるようなことは、何としても無くさなければなりません。

虐待は、殴る、蹴るといった身体的虐待ではありません。言葉で脅す、無視するなどの心理的虐待、子供を残して外出する、自動車の中に放置する、食事を与えないなどのネグレクトや性的虐待もあります。いずれも子供たちの心身に深い傷を残します。

保護者の皆さま、大切なお子さまの健やかな成長のため、「虐待はしない」と誓ってください。子育てに不安や悩みがある時には、身近な人に相談したり、自治体の相談窓口等を頼ってください。

学校関係者の皆さま、日頃から子供たちと接する中で、児童虐待と疑われる事案に気付いた際は、速やかにチームとして対応し、市町村や児童相談所に通告するとともに、関係機関と連携して対応してください。

地域で子供たちと接する皆さま、是非、子供たちの様子に関心を持って見守ってください。日々の活動やつながりの中で児童虐待と疑われる事案に気付いた際は、最寄りの児童相談所に繋がる全国共通ダイヤル「189」（“いちはやく”）に相談・通告してください。

児童虐待の防止には、家庭・学校・地域が一丸となって子供たちを見守り、育てることが重要です。文部科学省としても、関係省庁とともに取組を推進してまいります。皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和2年11月 文部科学大臣

萩生田光一